

別紙様式3-(2)

訪問看護ステーション等において指定訪問看護若しくは指定老人訪問看護又は
指定居宅サービス(介護保険法第8条第4項に規定する訪問看護に限る。)若し
くは指定介護予防サービス(介護保険法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問
看護に限る。)に従事する職員の定数

職 種	定 数

備考 職員の定数は、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士等の職種ごとに記載すること。